

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月13日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第66号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成21年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（途中入退会における育成料）」に改める。

第7条第1項中「及び」を「又は」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、当該減免を受けた保護者は、条例第7条第1項又は第3項に規定する育成料から第3項の規定により決定された減免の額を控除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、育成料として納付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。